

新たな時代の産業振興と産業基盤の維持に向けて（案）

我が国では、かつて経験したことがない超高齢化、少子化に伴う生産年齢人口の減少が加速度的に進んでおり、ピーク時の1997年と比較すると、既に約1,000万人の生産年齢人口が減少し、2050年にはさらに2,000万人以上が減少するとの予測もあるとともに、時間当たりの労働生産性はG7諸国で最低水準となっている。

一方で、第四次産業革命の新たな技術革新は、中小企業や農林水産業等の生産性向上をもたらすことが期待されている。

労働力の確保や労働生産性の向上が喫緊の課題となる中、我々地方は、新たな時代における地方創生を実現していくため、それぞれの実情に応じた「攻め」の産業振興や地域を支えてきた経済基盤の維持・確保に取り組んでいく所存である。

国全体を考えると、地方が合わさったものが国であり、国全体の繁栄には地方の持続的な発展の実現が不可欠であるので、国と地方がそれぞれの責任を共有し、取組を進めるため、国において次のとおり措置を求める。

1 地域経済の好循環に向けた「攻め」の産業振興

(1) 第四次産業革命の社会実装に向けて

中小企業・小規模事業者のAI・IoT等先端技術を活用した生産性向上のための支援や、IoT設備等の利用を促進する産業支援機関などへの支援を充実させること。

また、ICT・ロボット技術を活用したスマート農林水産業の実装などによる生産性の向上や高付加価値化を積極的に推進すること。

併せて、中小企業・小規模事業者の情報化を推進するパートナーである、地域のICT企業の振興及び関連する人材の育成を更に進めること。

(2) 農林水産業の成長産業化

経営感覚に優れた人材等の育成・確保に係る地方の取組に対する支援や6次産業化の推進に係る国庫補助の拡充など、農林水産業における所得の向上と成長産業化を推進すること。

併せて、農業分野における多様な労働力の確保や障害者の就労、生きがい等の場を創出するため、障害者雇用に取り組む企業経営者や農業・福祉・教育の関係者などに対する意識啓発、農業分野での障害者の就労を促進するための人材育成などの支援体制の整備、「ノウク・ブランド」の知名度向上のための国内外への情報発信など、農福連携を推進すること。

(3) 対日直接投資の更なる促進

我が国の持続的な成長を実現するには、優れた技術や人材・資金等を世界から受け入れるなど対日直接投資を促進させ、イノベーションにより新たな産業を創出することが不可欠である。

日本に関心を持つ海外の企業の情報を自治体等へ切れ目なくつなぐシステムを構築するため、外国企業と中小企業とのマッチング、投資案件の発掘、人材あわせん等の機能を担う各地の日本貿易振興機構(JETRO)の機能強化を図ること。さらに、対日直接投資促進のため、企業への財政支援措置など、地方と一体となった支援を推進すること。

(4) 農林水産物・食品の輸出力の強化

検疫面での輸入規制の緩和に向けた国家間交渉の推進、相手先国の衛生管理基準等の明確化や衛生管理基準に適応した関連施設の整備への支援強化、GLOBAL G. A. P. 等の国際的な認証取得の推進、ハラールなど海外の多様なニーズに対応した食品の販路拡大などへの支援を行うこと。また、輸出先国・地域の規制やニーズに対応した生産に向けた課題解決に取り組む産地への支援を拡充すること。

さらに、世界的な日本食の浸透と合わせて、マーケット拡大の潜在的な可能性が高い日本酒や焼酎等の日本産酒類について、ワインと差別化した魅力や楽しみ方、適切な保管方法などを外国人に啓発し、海外での認知度向上やブランド化を進めること。

(5) 地方分散型社会の実現に向けて

人や企業の過度な東京一極集中は依然として続いており、これを是正する観点から、地方への企業の移転や人の流れをより一層促進し、各地域の持つ様々な特徴や強みを活用することで、日本全体の経済社会のさらなる活力と競争力を創造していく必要がある。「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」においても、「東京から地方への企業の本社機能の移転等の加速化に向け、様々な施策を総動員した、総合的かつ抜本的な方策について検討し、年内に成案を得る」とされていることから、国においては自ら率先して地方への企業移転等に関するより適切なKPIを設定するなど効果的な措置を講じること。

併せて、集中移転期間を設定の上、地方へ本社機能を移転した企業に対する国独自の移転促進交付金制度を創設するとともに、地方拠点強化税制については、より実効性のある制度となるよう、支援対象として移転に関連する施設(職員住宅・社員寮など)を追加するとともにオフィス減税や雇用促進税制の税額控除の拡充など制度のさらなる拡充を検討すること。

さらに、全国的に有効求人倍率が高止まりする中、地方への人材供給策など、特に地方における中小企業等の人手不足を解消するための施策を検討すること。

本年4月に創設された「特定技能」による外国人材の受入れ拡大については、大都市その他の特定の地域に特定技能外国人が過度に集中することなく、また、受入可能分野の拡大など、地域の人手不足に的確に対応し、地域が持続的に発展できるよう、地方自治体や地域の事業者団体等の意見も十分に聴取し、実効性のある施策を国が責任を持って実施すること。

2 地域経済の基盤の維持・確保

(1) 中小企業・小規模事業者に対する事業承継支援

日本経済の待ったなしの課題である事業承継の円滑化のため、事業承継ネットワーク構成員等が集中的な支援に取り組むことができるよう、財政支援の拡充や、M&Aなどの多様な第三者承継が推進されるよう、マッチング機能の強化など側面的な支援の充実を図ること。

また、今年度から個人事業者が加えられた事業承継税制については、より一層の利用促進に向けた手続きの簡素化や持ち株会社を含め、様々な経営体制の実態に即した税制の負担軽減措置の対象要件の緩和を図るとともに、経営者保証の弊害を解消するため、「経営者保証に関するガイドライン」に沿った適切な運用の浸透、定着を図ること。

これらの支援を実施する商工団体の経営指導体制も併せて充実強化すること。

(2) 地方における多様な担い手の確保

地方の人口減少等が進行する中、労働力不足への対処が重要な課題であり、若者・女性・障害者・高齢者・外国人材など、全ての人が働きやすく、働き続けることのできる環境を整備するとともに、柔軟な働き方の導入促進などに向けた取組を一層進めること。

併せて、地域活性化雇用創造プロジェクトを継続し、産業振興と一体となった良質で安定的な雇用の創出及び確保に確実につながる取組を行うこと。

(3) 農林水産物等の風評被害対策の強化

原子力災害により国内外に生じている広範な風評を完全に払拭するため、風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略に基づき、正確かつ効果的な情報発信と安全性の普及啓発を強化すること。諸外国による食品等への輸入規制については、科学的な根拠に基づいた正確な情報発信を強化し、早期撤廃を実現すること。

農林水産物や加工食品、工業製品等の放射性物質検査などの国による体制強化や支援の充実を図るとともに、地方公共団体、事業者等が実施する観光誘客事業や販路回復・拡大、販売促進に向けた取組等の風評被害対策事業に対する支援を強化すること。

根拠のない風評によって住民生活と経済活動への悪影響や人権侵害が生じることのないよう普及啓発を継続的に実施すること。

(4) 農林水産業の基盤整備の促進

農業の体質強化に資する基盤整備やため池などの農業水利施設の老朽化対策、大規模災害等に適切に対応するための農業農村整備事業等に係る財政措置の充実を図ること。

また、森林の多面的機能の持続的な発揮及び林業の成長産業化に資する森林整備や木材加工流通施設整備などを計画的かつ着実に推進すること。

さらに、水産物の安定供給体制の確立、漁港施設の高度衛生管理対策及び防災・減災対策等を進める水産基盤整備や老朽化した漁船の代船建造など、水産業の持続的な発展に向けた支援を行うこと。

(5) 活力ある農山漁村の実現

持続的な農業の発展のため、農地の集積・集約化や、鳥獣被害防止総合対策及び荒廃農地解消について、国の財政的支援を充実させること。

また、生産資材の価格変動や販売価格の下落及び自然災害に左右されない安定した農林水産業経営の確立に向け、経営所得安定対策及び農業保険制度の効果的かつ円滑な実施、漁業経営安定対策の拡充及び資金繰り円滑化支援の充実を図ること。

(6) 豚コレラなど家畜伝染病の被害防止対策の強化

国内で未だに終息する気配が見えない豚コレラの感染経路や感染拡大の原因究明を継続実施し、養豚場内の防疫対策や野生いのししに対する感染拡大防止対策など、国内の豚コレラ感染拡大の防止対策を強化すること。

また、中国やベトナム等海外で感染が拡大しているアフリカ豚コレラのほか、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫などの家畜伝染病の国内侵入を防止するため、国際線が就航する地方空港やクルーズ船等が寄港する海港での検疫体制強化など一層の水際対策を徹底すること。